

<書評と紹介> 法政大学大原社会問題研究所 原伸子・岩田美香・宮島喬編『現代社会と子ども の貧困：福祉・労働の視点から』

Sakuma, Kosei / 佐久間, 孝正

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

697

(開始ページ / Start Page)

49

(終了ページ / End Page)

52

(発行年 / Year)

2016-11-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013496>

書評と紹介

法政大学大原社会問題研究所
原伸子・岩田美香・宮島喬編

『現代社会と子どもの貧困』

——福祉・労働の視点から』

評者：佐久間 孝正

1 本書の構成

本書は大きくⅢ部からなる。第Ⅰ部は「日本における子どもの貧困」、第Ⅱ部は「諸外国における子どもの貧困」、第Ⅲ部が「歴史のなかの子どもの貧困」である。各部の終わりには、コラムが設けられ、第Ⅰ部、1 高谷幸「在日フィリピン人母子世帯の貧困」、2 鍛冶致「日本で生活する中国人の子どもの貧困——教育問題を中心に」、第Ⅱ部、3 芝真里「子どもの国際移動と人権——アジアからの国際養子をめぐって」、4 川崎暁子「子どもの債務労働——ILO 報告とアフガニスタンの事例」、第Ⅲ部、5 船木恵子「ロンドン捨て子病院の子どもたち」、6 前原直子「『資本論』における『児童労働』」がある。コラムを通して、いずれの分野にもふさわしい話題性に富む充実した内容である。

2 各章の内容

序章は、原伸子・岩田美香・宮島喬による本書『現代社会と子どもの貧困』をめぐる福祉国家の変容、貧困をとらえる日本的困難さ、国際的視点によるヨーロッパ、アメリカ、アジアの

貧困問題の要諦が概観される。子どもの貧困をめぐる本書の3つのジャンルとも関連し、何が目指され、解明すべき課題は何かが素描される。

1章は、藤原千沙「児童扶養手当の支払期月と母子世帯の家計——年3回の手当支払で所得保障機能は十全に果たせるか」である。通常給料は、1カ月単位で支給され、生活設計も1カ月単位でなされる。しかし年金となると支給は2カ月単位となり、やりくりには長期的視野が要求される。ところが、支給される手当には4カ月単位のものもある。児童手当と児童扶養手当である。それでも前者は、「所得制限が両親と児童2人で年収960万未満」と広く、月々の給料を補填する役割になるから深刻ではないが、後者は所得制限が厳しく事実上は、離婚・非婚による母子・父子世帯が対象となる。藤原は、児童扶養手当が、家計変動に及ぼす影響を丹念にたどり、生活費の中核部に組み込まれていることを立証し、それだけに年3回の支給は、受給者の生活破壊に直結し、振り込む側（官僚）の年間削減を主因とする無支給期間の長期化を憂慮する。

2章は、岩田美香「子どもの貧困から見た『子ども・若者支援』」である。岩田が例に挙げた女性の姿は、あらためて貧困とは単なる経済的なものではなく、家族や地域、社会に関わる人的かつ情報資源をも含むことを教えてくれる。子どもの貧困というと、ともすれば朝食抜き、給食が唯一の栄養源を想起するが、これはステレオタイプ化された例であり、子どもの貧困の怖さは、家族関係を含む対人関係や情報資源の欠如である。

岩田は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの経験を基に、ひとり親家

庭の女子生徒を例に、友人とつながるも切れるもあやうい日常生活と将来設計の不透明さを極めてリアルに描く。

3章は、新藤こずえ「障害のある若者と貧困——ライフコースの視点から」である。一般世帯に比べ障害者世帯が、低位の収入にあることは想像つく。見逃されがちなのは、障害のレベルにより、収入や生活困窮度にも影響が出ることである。障害のレベルにより支給額に差が生じるとなると、軽度な場合、障害基礎年金だけでは生活できずに就労による収入を加味しなければならないが、障害年金を補填するだけの仕事や収入にありつけるか、かなり困難な状況に追い込まれる。

貧困はみえにくい。障害者虐待の背後にも貧困問題は潜むが、虐待が発覚すると虐待問題の方がクローズアップされる。障害者の社会参加が困難なのは、機能障害故なのか、それとも社会的障壁故なのか。日本では、むしろ後者の理由故に社会参加が遅れている現実がある。障害のある人も普通に社会参加がなされて初めて開かれた社会といえるが、障害をもつ家庭もひとり親家庭、高齢家族等、多様な状況が描かれる。

4章は、宮島喬の「フランスにおける子どもの貧困の問題——社会背景と再分配政策」である。ユニセフの子どもの貧困率（14位、日本は27位）や子どもを含む家族関係給付総額の占めるGDP比でもフランスは上位を占め、子どもの貧困とは無縁の印象を与える。ところが、失業率は結構高く、かつ当初所得でもフランスの子どものいる世帯の貧困率は25%と、OECD諸國中上位に位置する。この溝はどう埋められるのか。宮島が指摘するのは、フランスが再分配により貧困を極力抑制している事実である。

フランスの学校は公立校への依存の高いことで知られるが、個々の家計負担は日本と比べ物

にならないほど少なく、伝統的な少子化対策として2人以上の家庭には、「家族」手当が支給される。子どもの平等な権利の観念や近年の増大する婚外子出生率からすれば、非現実性も増しつつあるが、それでも当初所得格差が著しく抑えられ、貧困率も低いのは、最低所得保障を含め「さまざまな再分配措置」に負うところが大きい。データによる裏付けと日本の無策も含め考えさせられる論考である。

5章は、原伸子の「イギリスにおける福祉改革と子どもの貧困——『第三の道』と社会的投資アプローチ」である。ニューレイバーの革新性は何だったのか、原は、保守党との継続性と断絶・変化を保育政策にみようとする。1945年の保育のガイドラインは、ボウルビー主義による母子密着型の保育政策を求めたものだが、ニューレイバーの登場により子どもの貧困の二極化——すなわち11歳前と以降で貧困の急減と漸増が起き、これは「可処分所得のジニ係数の動向」とも一致するという。

ニューレイバーの登場により、「男性稼ぎモデル」から「成人稼ぎモデル」へ移行し、保育の普遍主義志向はみられるが、他方でその主力をボランティアや市場化に依存することになり、ひとり親の雇用率もそれほど伸びていないことをみると、ニューレイバーといいなながらも保守党との継続性がみられることを多くのデータを駆使し、丹念に証明している。教育の分野でも同様の傾向は指摘されており、前回の総選挙でしばしば指摘された保守党と労働党の政策差がみえない事態とも軌を一にする問題である。

6章は、前原直子によるシャロン・ヘイズの「アメリカにおける福祉改革と子どもの貧困——不可視と包摂」の翻訳である。紹介されている事例は、どれもドラマのようなケースだが、「多くの人は、自分がホームレスにおちい

る可能性のどんなに近くにいるか気がついていない」とは、ハットさせる一言である。親の失踪・離別、ホームレス生活、レイプ、リスクの高い妊娠、病親の扶養、生活保護受給、夫の暴力・薬物依存、精神的疾患等、どの1つをとっても想像を絶する現代アメリカの真実である。

一時は年4万5,000ドルの収入があった人も生活保護受給者になるなど、人生に波乱はつきものだが、他にも「生活保護の小切手」欲しさに子どもを産むアメリカの生活保護制度や福祉事務所の役割、給付金制度などの解説があればさらに理解は深まっただろう。「アメリカ人の3分の2が1度や2度、家族の誰かが政府の福祉プログラムや他のかたちの低所得現金支援に依存する家計で生活している」となると、かの国の福祉プログラムとは何か、日本との比較においてもその先が知りたくなる。

7章は、榎一江「近代日本の児童労働——年少労働者の保護と供給をめぐって」である。

評者の年少時、東北地方の一田舎には、農繁期の田植えと稲刈り時には、夏休みと別に1週間前後の臨時休みがあった。農業部門は統計が少なく、表面化しにくい領域だが、多くの青少年が農業労働に駆り出されていた。おそらく働いている子どもたちは、親孝行で善良な少女少女と映ったに違いない。

近代日本の15歳未満の児童労働は、農林業従事者に多いと思われるが、本稿では工業分野に焦点を当てている。年少労働の保護が真っ先に求められたのは、工業分野であり、かつ女子労働が多く8割を占めた。欧米列強に負けぬ近代化・産業化のために、子どもまで駆り出された状況がよくわかる。その上賃金未払い、監禁さながらの監視労働、労働強化はいつの時代にもあった。現在この地位をしばしば外国人労働者が担わされている。義務教育導入の意義が、逆に浮き彫りにされる論文である。教育過剰と

いわれる昨今、にもかかわらず、なぜ保護者へ教育を授けることが義務化されたのか、考えさせられた。

8章は、江沢あや「戦争と国際結婚——終戦後の日蘭カップルを事例に」である。国際結婚が当たり前の現在は、国籍を異にする両親から生まれる子どもは、特別扱いされることも少ない。しかし戦時中なり、敵性外国人との間の子どもとなると別である。江沢は、オランダ領東インドの占領期(1942-45)、日本人男性と関係した蘭印系女性の経験と敗戦後の女性並びに子どもの諸困難を取り上げている。このような状況で、女性と子どもの置かれた諸困難は想像して余りあるが、オランダ国立文書館などの関連資料により、母親と子どもの生活や福祉の問題を浮かび上がらせている。従来、ほとんど光の当てられない領域への入念な研究である。

特に本書で印象深いのは、戦後処理をめぐる両国の違いである。一例をあげれば日本側は、母親と子どもの福祉は日本人である夫の責任と考え、帰国を選択したのに対し、オランダ側はオランダ人女性の自由への侵害行為とみなした。戦争が生む、国家によって翻弄される女性のみならず、子どもそして男性の姿が改めて浮き彫りにされている。

9章は、松尾純子「子どもの貧困と労働に関する一考察——丸岡秀子の経験と思索からの試論」である。松尾は、20世紀を生き抜き、自らの生涯の経験も兼ねながら寡婦年金制や母親扶助論等の母親の権利実現に生涯を捧げた丸岡秀子を取り上げる。丸岡の著『日本農村婦人問題』を貫くキーワードは、「家庭—職場」、「農村—都市」を揺れ動く「越境」だという。丸岡は、女子労働といえど都市部の勤労婦人問題と考えられがちな時代にあり、農村部の今でいう膨大なシャドウワークに注目した。すでに1930年代に、乳幼児死亡率の高さ、欠食児童、

出稼ぎに着目し、その背後に単なる農村の貧困問題ではなく、女性という母への無理解が潜むことを見抜いていたという。

面白かったのは、その丸岡も晩年には、急激な時代変化と齟齬をきたし始めたことである。時代の変化に「倫理」で応えるか、「構造」の問題として対峙するかが鍵ではないかと考えるが、前者に依拠したところに当世との乖離も深まった晩年の孤高の思索家丸岡の姿をみた。

3 本書に学ぶ

本書執筆者は、総勢 15 人に及ぶ。通常これほどの数になると、主題が不透明化し冗長になるものだが、子ども、貧困、女性、労働、福祉、格差、不平等が現状、比較、歴史の 3 つのジャンルに収束し、大いに啓発された。コラムの内容と配置も高谷論文や鍛冶論文を読めば、シングルマザーや「貧困の相続」が、グローバルな時代には在住する外国人にも一層苛烈に及ぶことが、日本の子どもの置かれた状況と関連づけてわかる。

同様に芝、川崎論文を読めば、海外の文化的不平等や保育、福祉システムとの関連で、韓国の養子制度やアフガニスタンの子どもの債務労働の背後に、経済は変わっても容易に変わらぬ

社会規範や今なお戦火の絶えないはざままで苦しむ女性やレンガ工場に駆り出される子どものうめきが聞こえてくる。

船木、前原論文は、女性や子どもの搾取が今に始まったものではなく、いつの時代にも存在し、特に初期資本主義のもとでは女子と子どもの搾取が一段と強化され、ロンドンには捨て子病院まで現れ、児童労働の悲惨な状況は『資本論』でも激しく告発（撤廃とは異なる）された。

評者にとりあらためて考えさせられたのは、現状で描かれた日本の女性や子どもの貧困が一向に改善されずかえって深刻化するもとの、旧来の施策を繰り返すだけでは限界であり、例えばフランスの再分配政策の応用やイギリスの保守党の格差拡大路線やニューレイバーの市場型を教訓に、「公的責任」を伴う「安定した……所得の再分配機能」を強力に確立し、格差是正、若者の雇用や保育・介護制度の充実に向けることこそ急務、との思いである。

（法政大学大原社会問題研究所 原伸子・岩田美香・宮島喬編『現代社会と子どもの貧困——福祉・労働の視点から』法政大学大原社会問題研究所叢書、大月書店、2015年3月、316 + v 頁、定価 4,500 円 + 税）

（さくま・こうせい 東京女子大学名誉教授）